

地方創生交付金の創設について

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省

地方創生を実現し、人口減少を克服するためには、国と地方が一体となって、多様な主体の協働など幅広い連携を行いつつ、地域の実情に応じた自主性・主体性を最大限発揮した取組を続けていく必要があるため、以下の措置を講じていただきたい。

「地方創生交付金（仮称）」の創設

地方創生のために先行して取り組む施策については、平成 26 年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」の対象とされたが、総合戦略に基づき、少なくとも 5 年間は、地方への人の流れづくりや少子化対策を強力に進めることが必要であることから、先行型交付金を上回る規模の交付金を創設していただきたい。

併せて、地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い源流をつくるため、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するなど地方創生に取り組む地方の財源を十分に確保していただきたい。

創設にあたっては、地方の意見を十分に聴取する機会を設け、例えば複数市町村が連携した取組など地方の創意に満ちた取組へ十分対応できる制度設計を行っていただきたい。

【現状・課題等】

地方創生先行型交付金 1,700 億円（補正予算）

まち・ひと・しごと創生事業費

地方財政計画の歳出への計上 1 兆円（当初予算）

目的：地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする

【京都府の担当課】

総務部	財政課	075-414-4424
	自治振興課	075-414-4454
政策企画部	戦略企画課	075-414-4352